

令和6年度 長期経営継続支援事業「店舗改修等助成事業」実施要綱

1. 事業内容

小平市内中小企業者等が、「販路拡大」や「店舗等の機能の改善・向上」「サービスの維持・向上」のために必要な店舗・事務所・工場等の改装・改修工事に要する経費を助成します。

2. 助成対象事業例

- ①「販路拡大」のために必要な店舗・事務所・工場等の改装・改修工事
事務所看板のリニューアル工事、店舗内へのショーケース設置工事、店舗の老朽化に伴う壁紙の張替工事等
- ②「店舗等の機能の改善・向上」のために必要な店舗・事務所・工場等の改装・改修工事
事務所への在庫管理棚の設置工事、老朽化したトイレの入替工事等
- ③「サービスの維持・向上」のために必要な店舗・事務所・工場等の改装・改修工事
入口などの段差を無くすための工事、トイレの電気点灯の自動化工事等

3. 申請要件：以下のすべての要件を満たすこと。

- ①小平商工会会員であり市内で事業を営む個人または市内に本店又は営業所等がある法人。
- ②令和5年度に「店舗改修等助成金」の交付を受けていないこと。
- ③市税及び事業税等を滞納していないこと。
- ④小平商工会に対する会費・手数料等の債務の支払いが滞っていないこと。
- ⑤床面積の合計が1,000㎡以内の店舗・事業所・工場等。
- ⑥事業内容が射幸心をそそるおそれがないこと、または公の秩序もしくは善良の風俗を害することとなるおそれがないこと。
※認められない事業例) マージャン店・パチンコ店・ゲームセンター店等、性風俗関連特殊営業等
- ⑦同一内容で国・都道府県・区市町村・中小企業振興公社等からの助成を受けていないこと。
- ⑧過去に国・都道府県・区市町村・中小企業振興公社等からの助成に関し、不正等の事故を起こしていないこと。
- ⑨反社会的勢力との関係がないこと。

4. 助成金額

助成対象事業に要する経費であり、助成対象と認められる経費（税抜）の4分の3、最大15万円（1円未満切捨）

5. 助成対象

- ①第三者となる市内の事業者（家電量販店等の大型店やシルバー人材センター等を除く）または小平商工会ホームページ内にある小平建設業者案内 (<https://www.kodaira.or.jp/construction/>) に掲載されている建設事業者を利用して実施する改装・改修にかかる費用。
- ②令和6年4月1日（月）以降に開始して令和7年2月28日（金）までに完了する工事費用。
※令和6年4月1日（月）以降、交付決定前に実施した工事費用もさかのぼって助成対象とします。
- ③対象となる経費は、市内にある店舗・事務所・工場等の改装・改修工事に係る費用。

6. 助成対象外工事：以下の工事は対象外とする。

- ①親会社、子会社、グループ企業等関連会社（資本関係のある会社・役員を兼務している会社等）との取引に要する費用
- ①工事を伴わない設備や材料等の購入費。
- ②自宅兼店舗・事務所等の工事の場合、事業にかかる部分以外の工事。
※自宅の1室を事務所としているなど、自家用と事業用が明確に区分できない事務所の工事は対象外となります。

7. 申請方法：申請書（様式1）に必要事項を記入の上、小平商工会窓口を持参または郵送により提出してください。

申請期間：令和6年9月5日（木）～令和7年2月28日（金）

土日・祝日を除く、午前9時00分～午後5時30分

申請締切：持参の場合、令和7年2月28日（金）午後5時30分

郵送の場合、令和7年2月28日（金）必着

※但し、助成予算額の上限に達した場合、受付を終了します。

8. 決定方法：申請受付後に内容を確認し、順次交付決定を行う。

9. 申請時の提出書類：申請書（様式1）※商工会所定のもの。

10. 申請に関する注意事項

- ①提出された書類はお返ししません。
- ②審査の経過・結果に関するお問い合わせには応じかねます。
- ③審査の結果は審査終了後に通知します。
- ④採択された場合であっても予算の都合等により申請額から減額される場合があります。

11. 助成対象者に決定された後の提出書類

- ①令和6年度 店舗改修等助成金実績報告書兼請求書（様式3）※商工会所定のもの。
- ②工事内容（工事内容の詳細）の記載のある請求書
※請求書に詳細の記載が無い場合、工事内容の詳細が記入された見積書も提出してください。
- ③工事箇所の工事前と工事後の様子がわかる写真
- ④工事料金の支払いが確認できる書類の写し（領収書・振込依頼書等）

12. 助成事業完了後の注意事項

- ①工事完了後30日を経過した日（代金の支払いを含む）、または令和7年3月10日（月）のいずれか早い日までに商工会へ実績報告書兼請求書（様式3）に必要な書類を添付して提出してください。
 - ②ただし、令和6年4月1日以降のすでに完了している工事の場合は交付決定後、速やかに商工会へ実績報告書兼請求書（様式3）に必要な書類を添付して提出してください。
- ※報告書を期限内にご提出いただけない場合、交付決定を取り消す場合があります。

13. 交付決定の取り消し

- ①商工会長は、この助成事業の交付決定を受けた事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成事業の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。
- ②偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- ③助成金交付決定内容またはこれに付した条件その他法令に基づく命令に違反したとき。

14. 書類の様式

「申請書」（様式1） 事業者申請用

「交付決定通知書」（様式2） 商工会用（交付決定事業者あて文書）

「実績報告書兼請求書」（様式3） 事業者報告用

15. 申請書提出について

申請書類については、小平商工会へご提出ください。なお、必要に応じて追加資料の提出及び説明を求めています。